

## 中国医学と道教（Ⅴ）現在の

### シャーマニズムの見地から）

吉元昭治

演者はさきに、道教が民間信仰の一部としてあるように、道教医学も民間療法として、その姿をとどめ、その三層構造についてのべた。その最外層（第三層）に、民間療法の色こい、符、籤、呪、祝、齋などがあり、このうちから、葉籤、善書について発表した。これらは爐丹をもふくめて個人的な治病方法ともいえよう。これに対して他人に依頼して行うものが、今回発表の内容である。

歴史的に見て、医療は巫医（山海経など）が、詛咒（祝、咒、詛、由、楚）などを行っていた。他方、南方の楚、越地方では咒術がさかんであったという。

これらは、現在でいう、シャーマニズム（ここでは神霊が憑依し、靈媒として交流し、その意志を伝達するという意味とする）といわれるもので、シャーマニズムの研究は単なる宗

教的なものではなく、文化的、社会的にとらえようとする方向にあり、台湾を中心としたシャーマニズムから医学的方面を抽出し研究しようとする試みは少ない。

道教の流れは、北方の全真教系統と、南方の天師道系統にわかれた。この天師道は、呪術的傾向がつよく、これが台湾や、東南アジア地方の華人社会に滲透していったのである。現在これが民間信仰のかたちとなったのであるが、この信仰の具現性に力をかしているのが、また民間療法といえよう。従ってその内容もいわゆるマジックドクター、密医といった範疇に入る部分がある。

台湾における、民間信仰を支えているものを、その職能から、上位のものよりのべると次のようになるが、その境界もはっきりしない場合もある。

(1)道士（トオスウ）。道教の司祭者、僧といつてよいが、多くはさきの天師道を信奉している。これに北、中部の紅頭道士（道法二門兼修で、法術としては紅頭法という加持祈禱を行っている）と南方地方の烏頭道士（儀式だけを行う）とがある。發送、送流蝦、安胎などの祈禱が関係する。

(2)法師（ファッスウ）。地位は前者より低く、紅頭法の巫

術を行い治療も行う。つぎの童乩とくむときは、卓頭といつて、神意の伝達者、翻訳者ともなる。童乩の教育者としても重要である。

(3) 童乩 (タンキイ)。台湾における最もシャーマニズムを感じさせるものである。男性の霊媒で、公的には集団的、社会的に祭礼などにあらわれて、神降しとなり、トランス状態となつては自分の体を傷つけては血を流す。童乩に突然なることもあるが、その素質や、傾向をみて、法師が監督して坐禁という教育、修養をつんでなる。このあいだに、治療法としての漢方薬の知識、処方などを習うのである。私的な行為として最も多いのは、治療に関するもので、病気の子後、原因、悪霊のたたりの有無、どの方向の医師がよいとか、医師をかえたほうがよいのか、あるいは実際に薬の名前から、処方箋まで童乩の口から語られるのである。この方法は問神(問明神)というが、他に輩輪、落嶽府(落地府)、進化園、貢法、討嗣、脱身等の加持祈禱がある。彼等は特定の守護神があり、それは神々の系列からいえば中級神に属する。童乩がトランス状態になって、踊ったり跳躍したりするさまは最もシャーマニックであ

る。また童乩をそのさまから武乩、武壇ということもある。

(4) 厓厓 (アンイイ)。女巫、巫覡の覡である。わが国にみられるものに近く、霊媒としては童乩より純粹で、閑亡、閑落陰という祈禱を行い、亡霊をよび出し口よせする。また手や足をふり舞うような所作をする。童乩と違って私的な存在だが、問厓姨や、先生媽などといって治病に関係するところもある。

(5) 扶鸞 (フウルアン)。いわゆるお筆先で、鸞堂で、鸞生が、乩筆(觀枝ともいう)をもち、神がのりうつつて砂上(あるいは糠のうそ)に字の如きものをかく。そばに、この翻訳者がいてこれを判断し、さらにそれを記録係がその内容をしたためる。扶鸞はまたそのさまから文乩、または文壇といわれることがある。ここに神意をもって降るものは、儒仏道の神仏だけではなく、歴史的に著名な人物まである。信者がそれゆえ有難がり、民間信仰としては根強いものがあり、流派的にも多くなっている傾向がある。さきに發表した、新善書のうちには、このものが多い。さらに、「宗黄潤澤」、「普濟医宗」などのまったく医書といっ

てよいものもある。

以上あげた諸点をふまえて演者が、実際に台湾、シンガポールなどで見聞したところから、現在の姿について報告したい。

(小平市)

森 納

## 近世、因伯における墮胎、捨て子の悪習

江戸時代には産児制限として墮胎、間引き等の子殺しや捨て子の悪習があった。因幡、伯耆地方に於ても同じ様な風習があり、それは農山村部に多くみられ、殊に凶作、飢饉等の後に多発していた。墮胎、間引きは産婦自ら行う方法もあったが、産婆、医師、葉屋によってなされる場合もあった。この地方の医家の処方録に、断産の方、朔日丸、順血丸、流胎方として数々の処方例がみられ、口伝にも種種の方法による墮胎の方法が伝えられている。また捨て子の悪習も古くからみられた。鳥取藩としてはこれらに対する施策は藩政初期には特別に採られていない。將軍綱吉の墮胎禁止令(一六八〇)や、生類憐み令(一六八七)に引き続き幕府より墮胎、子殺し、捨て子の禁令が再三出され、また儒仏的思想から、これらは一部の上層階級や知識人の